

「若年妊産婦支援促進事業」業務委託企画提案仕様書

1 委託業務名

「若年妊産婦支援促進事業」業務委託

2 委託期間

契約締結の日から令和7年3月31日まで

3 事業の目的

10代の母親など若年妊産婦が、子育てをしながら社会生活に馴染むための情報や経験を増やすことで、将来的に自立した生活へ導くきっかけをつくるため、情報収集・情報発信や出張講座及び市町村における「若年妊産婦の居場所」設置促進などを実施する。

4 業務の内容

(1) 情報収集・情報発信等

若年妊産婦に向けた行政からの子育て支援等の情報や相談窓口等の支援情報、就労や転職、資格取得や復学などの情報、各種手続きの方法や居場所に関する情報などを集約し、SNSの発信窓口を開設し、当事者ニーズにあった方法で発信する。また、若年妊産婦の支援ニーズを吸い上げるツールとしても、このSNSを活用する。

① SNSを使った情報の発信

以下ア～オの情報及び関連情報を、タイムリーに、また、定期的に発信するために、SNSを活用する。行政情報の収集に関しては、沖縄県と協議してスムーズな入手方法で行うこと。

ア. 各市町村が発信を希望する、保育園や各種手当の手続き等、こどもや子育てに関する情報など。

イ. 民間団体等から発信される子育てのノウハウやイベント情報など。

ウ. ハローワークや職業訓練、若年女性に特化した民間企業等からの就労に関する情報、各種資格取得や復学などの学び直しの情報など。

エ. 日々の生活に役立つ、暮らしや金銭管理の情報など。

オ. 詐欺やトラブルに巻き込まれない情報の読み方など。

② SNSを使ったニーズ調査

若年妊産婦が必要としている支援や情報などのニーズを把握するため、保育園や教育関係者等の協力を得て、若年妊産婦の現状把握と支援ニーズを拾い、集約する。

③ 業務実施にあたっての留意事項

- ・ 偽情報や盗用
- ・ 著作権や肖像権
- ・ 個人情報
- ・ 誹謗中傷

- ・ 景品表示法違反等の違法な表記
- ・ 乗っ取りや凍結

※上記に係る具体的内容のほか、若年妊産婦を対象とした場合に効果的な情報発信・情報収集の方法、キーワードとして特筆すべき情報ジャンル等について、企画提案してください。

(2) 出張プログラム講座等

若年での妊娠・出産及び子育てにより機会を逃した体験や、今の生活に必要な知識を学ぶ機会として、プログラム講座等を開催し、若年妊産婦たちが、より豊かな人生を選択できるような助言を行うとともに、関係機関等による今後の支援の継続につなげる取組を行う。

なお、様々な社会の仕組みを知り、新たな体験から視野を広げ、安定した自立を目指す力を高められるよう取り組み、加えて、「10代の子育てに応援者がいる」ことを周知し、自己肯定感につながるような働きかけを行うこと。

① 出張プログラム講座の主な内容

ア. できるだけ多くの若年妊産婦が参加しやすい出張プログラム講座等の開催

イベント会場にブースを複数設け、若年妊産婦が選んで参加できるような講習及び講座や各種体験会を開催する。その際、以下のテーマ例を参考にしながら、若年女性の目線で参加しやすく、かつ、吸収しやすいプログラム作りに努めること。

例①：バージョンアップ編／学び直し、資格取得、職業適正診断など。

例②：ライフスタイル編／子育てノウハウ、家族計画（性教育）、美容など。

例③：リボン編／産後の体調回復、母自身の育ちの振り返り、など。

イ. 開催地域限定又はテーマを絞った出張プログラム講座等の開催

地域の状況に合わせ行政との協働による講座の開催や、若年妊産婦のニーズに合わせテーマを絞った設定で行う講座の開催。

② 実施場所

会場の選定にあたっては、若い女性が興味をひきやすく、参加意欲が高まる会場を選定すること。

また、既に「若年妊産婦の居場所」が設置されている市町村※以外での実施について、優先的に検討すること。

※那覇市、石垣市、沖縄市、うるま市、宮古島市、南風原町、北部圏域（名護市）

③ 対象者

10代の母親など若年妊産婦及び10～20代前半の子育て中の母親のほか、その付き添い者等

④ 業務実施にあたっての留意事項

会場内に、こどもの一時預かり保育の場を設け、若年妊産婦が安心して参加するとともに、こどもが安全に過ごせる環境をつくること。（保険の加入は必須）

※上記に係る具体的内容のほか、若年妊産婦を対象とした場合に効果的な講座内容や周知方法、実施方法等について、企画提案してください。

(3) 市町村における「若年妊産婦の居場所」設置促進等

主に、「若年妊産婦の居場所」未設置市町村に対し、取組内容の紹介や支援手法の拡充・展開などを目的とした啓発シンポジウム等のイベントを開催する。

あわせて、主に居場所未設置市町村に向けて、既存の施設等を生かしたイベントの提案や若年妊産婦を支援する者の開拓及び質の向上を目的とした研修等を開催する。

※上記に係る具体的内容として、既存の子育て支援センターや母子支援施設等の資源を生かした居場所設置の提案や、支援の必要性が高い（若年出現率高い）地域やモデル的な取組みが行えそうな地域について、企画提案してください。

(4) 実施状況の報告

受託事業者は、業務の実施状況を翌月 10 日までに沖縄県に提出・報告すること。

また、業務遂行に当たり、必要に応じて沖縄県と運営会議を行うこと。

5 成果品

業務終了時に、令和 6 年度の業務報告書を印刷製本して 2 部提出するとともに、電子記録媒体（CD-R 等）に保存し 1 部提出すること。

6 著作権

成果品の著作権は沖縄県に帰属する。ただし、本業務の実施に当たり、第三者の著作権、その他の権利に抵触するものについては、受託事業者の責任をもって処理すること。

7 再委託

(1) 一括再委託の禁止等

契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請け負わせることはできない。

また、契約金額の 50%を超える業務、企画判断、管理運営、指導監督、確認検査などの統括的かつ根幹的な業務（以下「契約の主たる部分」という。）については、その履行を第三者に委任し、又は請け負わせることができない。ただし、これにより難い特別な事情があるものとしてあらかじめ県が書面で認める場合は、これと異なる取扱いをすることがある。

(2) 再委託の相手方の制限

指名停止措置を受けている者、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に契約の履行を委任し、又は請け負わせることはできない。

(3) 再委託の範囲

本委託契約の履行にあたり、委託先が第三者に委任し、又は請け負わせることできる業務等の範囲は、「4 業務の内容」のうち、以下に定める「その他、簡易な業務」とする。

○その他、簡易な業務

資料の収集・整理、複写・印刷・製本・発送、原稿・データの入力及び集計

(4) 再委託の承認

契約の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ書面による県の承認を得なければならない。ただし、上記に定める「その他、簡易な業務」を第三者に委任し、又は請け負わせるときはその限りでない。

8 事業実施に係る留意事項

(1) 経費

- ① 事業に係る人件費等の経費については、労働条件、市場実勢等を踏まえ、適切な水準を設定すること。
- ② 一般管理費は、人件費及び事業費（再委託費を除く。）の10%までとする。
- ③ 事業の実施に必要な経費については、報酬、謝金、旅費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、光熱水料、借料及び損料、保険料、雑役務費、燃料費等とする。
- ④ 事業の実施に当たり使用する可能性のある備品については、借料（リース等）及び消耗品費で対応するものとする。

※備品とは「沖縄県財務規則第153条第1項第2号」に定めるものとする。

※消耗品とは「沖縄県財務規則第153条第1項第5号」に定めるものとする。

沖縄県財務規則第153条第1項

(2) 備品 形状及び性質をかえることなく比較的長期間の使用又は保存に耐え得るもので一品の取得価格又は取得見積価格が3万円以上のものをいう。

(5) 消耗品 一回又は短期間の使用によって消耗され又はその効用を失うもの並びに備品の形状及びその性質を有するもので一品の取得価格又は取得見積価格が3万円に満たないもの並びに各種庁用書籍図鑑等で一品の取得価格又は取得見積価格が1万円に満たないものをいう。

(2) 事故の取り扱い

- ① 受託事業者は、沖縄県と協議の上、事故報告書の様式を整備すること。
- ② 受託事業者は、本業務中における事故の予防及び発生した事故について必要な措置を取ることを。（※保険に加入するなど対策をとること。）
- ③ 受託事業者は、業務の実施について沖縄県に損害を与えたときは、直ちに沖縄県に報告し、損害を賠償しなければならない。
- ④ 受託事業者は、業務の実施について第三者に損害を与えたときは、直ちに沖縄県に報告し、受託事業者の負担において賠償するものとする。ただし、その損害の発生が沖縄県の責に帰すべき事由によるときにはその限度において沖縄県の負担とする。
- ⑤ 受託事業者は、受託事業者の責に帰さない事由による損害については、上記②又は③の規定による賠償の責を負わない。

(3) その他

- ① 業務実施にあたっては、沖縄県と十分に協議を行うとともに、関係機関等との連携に努めること。
- ② 個人情報の収集や利用、管理については、「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。）」の趣旨を踏まえ、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失棄損等

を防止するとともに、「個人情報取扱特記事項」に基づき、安全確保の措置を講ずること。

9 報告及び精算

受託事業者は、委託業務完了後 10 日以内又は契約満了日のいずれか早い日まで実績報告書等を提出するものとする。

また、交付を受けた委託料に余剰金が生じたときには、これを返納しなければならない。

10 本業務における労務管理

法令等に従い、本業務に従事する者の労務管理を行うこと。

11 雑則

この仕様書に定める事項について疑義が生じた場合、又はこの仕様書に定めのない事項については、沖縄県と協議の上、決定するものとする。